

令和 7 年度家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務（プロポーザル）仕様書

1 委託業務名

家庭教育支援普及啓発事業企画運営業務

2 委託業務の目的

青森県の家庭教育を推進するため、県の家庭教育支援に関する取組について情報発信し、広く普及啓発するものである。

また、子育てに対する不安や悩みを解決する糸口となるような情報、ワークショップ等、親子で学び、楽しめるブース展開を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

4 納品場所

青森県総合社会教育センター

5 委託業務の内容

(1) 家庭教育支援を P R するキャラクターデザイン等の制作

こどもから大人まで誰からも親しみやすく、家庭教育に関するメッセージが伝わりやすいキャラクターをデザインすること。デザインは 2 D とすること。

[デザイン上の留意点]

① デザイン内訳

- ・基本パターン 1 パターン× 3（正面・左向き・右向き）

キャラクターの最も基本となる形とする。

- ・応用パターン 6 パターン× 3（正面・左向き・右向き）

基本パターンをベースにポーズなどアレンジした形とする。

- ・表情 4 パターン× 1（正面）

基本パターンの表情とは異なる内容で、「喜怒哀楽」を表現したものとし、表現にふさわしいポーズとなっていること。

② キャラクターの命名

こどもから大人まで誰からも親しみやすい名称（ネーミング・キャラクターのコンセプトや設定を含む）を定めること。

③ P R の対象 乳幼児から高校生までの子を持つ保護者とその家族

④ 想定される活用機会 周知チラシや広報物等への掲載

広報業務のためのグッズ制作 等

⑤ その他

作品は未発表のものでオリジナルの作品に限り、同一のデザインを他に応募したり、各種媒体で使用したりしていない、未使用のものであること。

## (2) P R 動画制作

キャラクターを使用した「青森県の家庭教育支援の取組」に関する P R 動画を制作すること。

### ア 仕様

- ・時 間 15 秒～30 秒程度
- ・対 象 乳幼児から高校生の子がいる保護者やその家族
- ・形 式 m p 4 データ

### イ 想定される活用機会

周知チラシ、広報紙、W E B 配信等



社会教育センターHP

### [留意事項]

- ・YouTube や SNS 等での配信が可能な仕様であること。
- ・県が実施している家庭教育支援の取組については、県総合社会教育センターのウェブサイトから確認すること。  
例) あおもり子育てネット、あおもり家庭教育アドバイザー派遣 等

## (3) 生涯学習フェアにおけるブース展開

子育てに興味・関心が湧き、親子で学び、楽しめるブースを企画、設置及び運営すること。

① 日 時：令和7年9月27日（土）

10：00～15：30

② 会 場：青森県総合社会教育センター

4階 第2教材開発室（147m<sup>2</sup>） ※平面図 別添

③ 入場料：無料

④ 業務内容

### ア 運営・会場設営等

- ・企画運営に関する一切の業務を行うこと。
- ・実施に必要な什器・備品・機材等の各種手配や事務手続き、設営・撤去を行うこと。
- ・コーナーを複数展開すること。
- ・レイアウト図を作成すること。
- ・イベント終了後に原状回復すること。会場内の設備の破損等により修復費用を要した場合は受注者が負担すること。

### イ スタッフの手配

運営に要するスタッフを確保し、適切に配置すること。また、スタッフに対する交通費等の支弁を行うこと。

#### ウ 連絡調整

- ・関係機関との打合せ等に要する費用は受注者が負担すること。
  - ・スケジュール調整等においては、発注者と連絡・調整を行うこと。
- ⑤ 対象 子育てに興味・関心のある方
  - ⑥ 提供可能な素材 家庭教育支援動画（過年度制作）
  - ⑦ 派遣可能な人員 あおもり家庭教育アドバイザー

〔参考〕2024 生涯学習フェアチラシ及び平面図（別添）

#### （4）県民に届く効果的な広報業務

県の家庭教育支援の取組及び家庭教育の大切さを周知する効果的な広報を行うこと。

〔制作上の留意点〕

- ・デザインしたキャラクターを用いること。
- ・想定される対象、配布方法及び数量等を明記すること。
- ・想定される広報業務

例) グッズ（ポケットティッシュ、クリアファイル、ステッカー等）の制作  
WEB広告、情報誌掲載等

## 6 著作権

- （1）制作された作品に対する全ての著作権（第27条及び第28条の権利含む）は、作品の納品をもって、青森県教育委員会に帰属するものとする。
- （2）青森県教育委員会及び青森県教育委員会が指定する第三者に対しては、受注者は、著作権者人格権を行使しないものとする。また、当該著作物の著作権者が受注者以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- （3）受注者は、制作された作品が第三者の著作権・商標権・その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
- （4）第三者から、制作された作品に関して著作権・商標権・その他の知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

## 7 成果品の提出

- （1）キャラクターデザイン原画 1式（JPGデータ）
- （2）動画コンテンツ（mp4データ）
- （3）生涯学習フェアに係る業務完了報告書（紙媒体及び電子データにより各1部）
- （4）ノベルティ（制作内容により別途連絡）

## 8 履行期限

各成果品の履行期限については、委託期間内に全て完了することとし、発注者が別途連絡する。

## 9 その他

- (1) 受注者は制作物の完成前に、構成案や試聴用の作品を発注者に提出し、発注者はこれを確認の後、受注者に必要な修正を求めることができることとする。
- (2) 本委託業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。